

薬生発 1012 第 4 号
平成 29 年 10 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 110 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。同省令の概要等は下記のとおりですので、貴管内市区町村及び各血液センターとも連携を図り、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨及び経緯

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 24 条第 2 項において採血が禁止されている「貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者」（以下「採血不適格者」という。）は厚生労働省令で定めるものとされている。

その採血不適格者の範囲は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「施行規則」という。）第 14 条第 2 項及び別表第 2 で定めている。

今般、採血の実情を鑑み、施行規則の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 採血不適格者の基準に係る期間の起算日が、採血が行われた日であることを明確化する。

(2) 採血不適格者の要件である総採血量及び総回数の算定期間を「過去1年間」から「過去52週間」に改める。

3. 施行時期

平成30年4月1日

薬生発 1012 第 5 号
平成 29 年 10 月 12 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

標記について、各都道府県知事宛て別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれても内容を御了知の上、その実施に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いいたします。



薬生発 1012 第 4 号
平成 29 年 10 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 110 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。同省令の概要等は下記のとおりですので、貴管内市区町村及び各血液センターとも連携を図り、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨及び経緯

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 24 条第 2 項において採血が禁止されている「貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者」（以下「採血不適格者」という。）は厚生労働省令で定めるものとされている。

その採血不適格者の範囲は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「施行規則」という。）第 14 条第 2 項及び別表第 2 で定めている。

今般、採血の実情を鑑み、施行規則の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 採血不適格者の基準に係る期間の起算日が、採血が行われた日であることを明確化する。

(2) 採血不適格者の要件である総採血量及び総回数の算定期間を「過去1年間」から「過去52週間」に改める。

3. 施行時期

平成30年4月1日